

鳥取県告示第720号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）解除に係る保安林の所在場所

境港市佐斐神町字砂浜ノ一7の14、7の15（次の図に示す部分に限る。）

（2）保安林として指定された目的

飛砂の防備

（3）解除の理由

航空保安施設用地とするため

2（1）解除に係る保安林の所在場所

1の（1）に同じ

（2）保安林として指定された目的

公衆の保健

（3）解除の理由

1の（3）に同じ

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。）